

令和3年4月8日

P T A 会 員 各 位

ふじみ野市立福岡中学校 P T A  
会 長 林 徹

## 「令和3年度 第1回定期総会」開催のお知らせ

陽春の候、皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より P T A 活動にご理解とご協力を頂き、深く感謝致します。

さて、福岡中学校の「令和3年度 第1回定期総会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、前年度と同様、下記のとおり特例措置として、中学校ホームページへの定期総会資料掲載により開催しますので、よろしくお願い致します。

—— 新型コロナウイルスの状況により、下記の対応に変更が生じる場合には、改めてお知らせ致します。

### 【定期総会特例措置】

#### 1. 審議方法

- 中学校ホームページに定期総会資料（審議事項）を掲載のうえ、審議期間中に P T A 会員の3分の1以上の異議がなければ、賛成可決と致します。

#### 2. 審議期間

- 「令和3年4月8日（木）から、令和3年4月23日（金）12時00分まで」を審議期間と致します。

#### 3. 質疑・異議の受付け

- 審議事項に質疑・異議がございましたら、審議期間中に、P T A 本部宛てメール（fukuokachu.pta@gmail.com）によりご連絡ください。

—— メール連絡に当りましては、生徒名（学年・クラス）、保護者名および連絡先を本文に明記してください。

—— 頂いた質疑・異議に関しましては、後日回答と致します。なお、「項番4.」と併せて、質問者のお名前を伏せた形で回答させて頂く可能性がありますので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 4. 審議結果のご報告

- 第1回定期総会の審議結果は、「4月30日（金）」（予定）に中学校ホームページへ掲載することにより、P T A 会員各位へのご報告とさせていただきます。

以 上

令和3年度

ふじみ野市立福岡中学校PTA

# 定期総会 資料



審議期間 令和3年4月8日(木)

～

令和3年4月23日(金)

# 目 次

第 1 号議案	令和 2 年度活動報告	・ ・ ・ ・ ・	1 ~ 3
第 2 号議案	令和 2 年度決算報告	・ ・ ・ ・ ・	4
第 3 号議案	令和 3 年度活動方針 (案)	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 号議案	令和 3 年度活動計画 (案)	・ ・ ・ ・ ・	6
第 5 号議案	令和 3 年度予算 (案)	・ ・ ・ ・ ・	7

## 令和2年度活動報告

## PTA本部

## 令和2年

- 4月24日 新・旧顔合わせ・引継ぎ  
5月25日 給食会議出席  
6月2日 第1回本部会開催  
6月5日 PTA修正予算（案）資料作成・学校ホームページ記載  
6月16日 令和2年度PTA修正予算案承認の報告・PTA会費納入のお願い  
資料作成学校ホームページ記載  
6月22日 本部打ち合わせ・集金袋準備  
6月29日 集金袋仕分け作業  
7月2日 社会教育委員会会議出席  
7月8日 PTA会費集金・集金作業  
第2回本部会開催  
7月17日 PTA活動計画（案）資料作成・学校ホームページ記載  
7月9日  
～22日 PTA本部便り作成  
7月22日 社会教育委員会会議出席  
7月30日 PTA本部便り仕分け作業・本部打ち合わせ  
7月31日 PTA本部便り配布  
9月4日 学校運営協議会出席  
9月9日 広報コンクール出品  
9月11日 本部打ち合わせ・特別委員会（推薦委員）発足その他資料作成  
9月14日 第3回本部会開催  
9月17日 特別委員会（推薦委員）発足の知らせ・選出のお願い  
PTA本部選出のお願い資料仕分け・配布  
9月30日 本部打ち合わせ・特別委員（推薦委員）開封作業  
10月14日 特別委員（推薦委員）と打ち合わせ・会計監査  
令和2年度PTA上期決算書作成・学校ホームページ記載  
10月15日 社会教育委員会出席  
10月20日 母の会声掛け隊参加

- 1 1月20日 入間地区PTA委員等研修会出席
- 1 1月27日 第4回本部会開催
- 1 1月28日 PTA本部便り作成
- 1 1月30日 ふじみ野市PTA役員理事会出席
- 1 2月1日 PTA本部便り学校ホームページ記載
- 1 2月16日 新入生保護者用名札準備
- 1 2月18日 学校運営協議会出席

## 令和3年

- 1月29日 第5回本部会開催・令和3年度新入生説明会資料作成
- 2月5日 PTA第2回定期総会開催の知らせ  
令和3年度PTA本部役員および会計監査選出（案）について資料作成  
学校ホームページ記載
- 2月9日 ふじみ野市PTA役員等研修会出席  
卒業式贈呈用花束注文
- 2月12日 令和3年度新入生保護者説明会出席
- 2月16日 令和3年度PTA本部役員及び会計監査選出について資料作成  
学校ホームページ記載
- 2月19日 新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ
- 2月26日 ふじみ野市PTA役員等研修会出席
- 3月1日 本部役員打ち合わせ  
PTA本部便り作成
- 3月8日 第6回本部会開催  
PTA本部便り学校ホームページ記載
- 3月17日 学校運営協議会出席
- 3月18日 PTA本部打ち合わせ
- 3月25日 PTA本部打ち合わせ・会計監査

**特別委員会**  
**推薦委員会**

令和2年

- 10月14日 第1回推薦委員会開催  
推薦委員と本部打合せ・代表二名選出・引継ぎ・推薦状開封・集計
- 10月14日 電話にて推薦活動開始  
～
- 11月5日 電話にて推薦活動
- 11月15日 推薦・承諾書作成
- 11月18日 第2回推薦委員開催
- 12月2日 令和3年度全本部役員承諾書受付完了
- 12月17日 令和3年度全本部役員承諾書学校提出

## 令和2年度 ふじみ野市立福岡中学校PTA全期決算書

自：令和2年4月 1日

至：令和3年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

項目	令和2年度予算額	決算額	差引	摘要
前年度繰越金	774,226	774,226	0	
会費	684,000	680,600	▲ 3,400	1世帯1,200円(転入含む)
埼玉県PTA安全互助会費	57,000	56,700	▲ 300	1世帯100円
雑収入	20	9	▲ 11	銀行利息
<b>収入合計</b>	<b>1,515,246</b>	<b>1,511,535</b>	<b>▲ 3,711</b>	

▲予算額に対し不足

【支出の部】

(単位:円)

項目	令和2年度予算額	決算額	差引	摘要			
本部費	会議費	0	0	0	本部会議費		
	運営費	行事費(市P連等)	0	0	0	P連懇親会費等	
		行事費(その他)	20,000	34,715	▲ 14,715	PTA本部だより印刷代、生徒会助成金等	
		分担金	30,000	0	30,000	入間地区P協会費、ふじみ野市P連分担金	
		旅費・交通費	5,000	0	5,000		
		慶弔費	50,000	21,000	29,000	慶弔金、県大会出場祝金	
		卒入学記念品費	140,000	129,393	10,607	卒入学学生胸花・卒業証書ファイル	
	事務費	備品費	0	0	0		
		事務消耗品費	50,000	20,176	29,824	封筒、インク、コインカウンター、乾電池等	
		雑費	3,000	1,466	1,534	振込手数料、硬貨入金手数料等	
本部活動費小計				298,000	206,750	91,250	
学年専門委員会	学年委員会	学年会議費	0	0	0		
		あおぞら学級会議費	0	0	0		
	成人厚生委員会活動費	0	0	0			
	広報委員会活動費	0	0	0			
	地区委員会活動費	0	0	0	令和2年度より廃止		
	学年専門委員会活動費小計				0	0	0
特別委員会	卒業準備委員会活動費	50,000	50,000	0	卒業式贈呈用花代		
教育助成費	教育助成費	300,000	302,500	▲ 2,500	懸垂幕、卒業記念品、保護者用名前ホルダー、チェーンソー、拡声器等		
埼玉県PTA安全互助会費		57,000	56,800	200	1世帯100円×568世帯		
予備費		810,246	101,399	708,847	ボランティアお茶代、コロナ対策		
<b>支出合計</b>		<b>1,515,246</b>	<b>717,449</b>	<b>797,797</b>			

▲予算額に対し超過

総収入 1,511,535  
 総支出 717,449  
 差引残高 794,086 令和3年度へ繰越

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計を監査致しました。  
 その結果、処理が適正であった事を認めます。

令和3年3月25日

監査 竹本弘美  
 梶山由香里

上記の通り報告いたします。

令和3年4月1日

会長 高橋 理恵

会計 中島久美子

会計 三坂亜砂子

## 令和3年度 活動方針(案)

- 子ども達の笑顔と感動
- 学びを止めず、明るい学校生活
- 大人も楽しむP T A活動

## 令和3年度 活動計画(案)

委員会	活動内容
本部役員会 運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会・運営委員会の開催</li> <li>・ 本部役員会への出席</li> <li>・ 学校行事等への参加</li> <li>・ 生徒会との連携</li> <li>・ 福岡中学校および学校応援団との連携</li> <li>・ ふじみ野市PTA連合会／入間地区PTA連絡協議会 ／埼玉県PTA安全互助会事業関連</li> <li>・ 交通安全母の会への出席</li> </ul>
学年委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営委員会の出席</li> <li>・ 学校行事への協力</li> <li>・ PTA会費の集金集計</li> <li>・ 担任の先生・保護者・運営委員会間の連絡調整</li> <li>・ 次年度本部役員および会計監査の推薦活動（取りまとめは2年）</li> <li>・ 卒業式の花束準備（3年）</li> </ul>
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の開催</li> <li>・ 広報誌の発行</li> <li>・ 広報誌発行に関わる内容等の検討</li> </ul>
成人厚生委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の開催</li> <li>・ 学校保健委員会への参加</li> <li>・ 家庭教育学級の企画・運営</li> </ul>

\*新型コロナウイルスの状況により、予定が変更になる場合がありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

## 令和3年度 ふじみ野市立福岡中学校PTA予算(案)

自 : 令和3年4月1日

至 : 令和4年3月31日

【収入の部】

単位:円

項 目	令和元年度決算額	令和2年度決算額	令和3年度予算(案)	摘 要
前年度繰越金	440,578	774,226	794,086	
会 費	1,388,800	680,600	1,440,000	2,400×600世帯(見込み)
埼玉県PTA安全互助会費	57,700	56,700	60,000	100×600世帯(見込み)
雑収入	8	9	20	銀行利息他
<b>収 入 合 計</b>	<b>1,887,086</b>	<b>1,511,535</b>	<b>2,294,106</b>	

【支出の部】

単位:円

項 目		令和元年度決算額	令和2年度決算額	令和3年度予算(案)	摘 要	
本 部 費	会議費	0	0	20,000	運営委員会・本部会議費	
	運 営 費	行事費(市P連等)	31,378	0	35,000	P連懇親会、体育祭シルバー人材派遣費等
		行事費(その他)	118,848	34,715	170,000	クリーンアップ活動費、生徒会助成金
		分担金	29,650	0	30,000	入間地区P協会費、ふじみ野市P連分担金
		旅費・交通費	2,120	0	5,000	PTA活動に伴う交通費等
		慶弔費	64,000	21,000	100,000	慶弔金、全国大会・県大会出場祝金
		卒入学記念品費	134,825	129,393	160,000	卒入学生胸花・卒業証書金箔押し・証書入
	事 務 費	備品費	0	0	5,000	PTA本部備品
		事務消耗品費	43,782	20,176	50,000	封筒、コピー用紙、インク等
		雑 費	576	1,466	2,000	振込手数料、郵送料等
本部活動費小計		425,179	206,750	577,000		
学 年 専 門 委 員 会	学 年 委 員 会	学年会議費	2,894	0	6,800	会議費(3学年<400×17クラス>)
		あおぞら学級会議費	391	0	400	会議費(1クラス<400×1クラス>)
		卒業準備費(旧卒業準備委員会活動費)	50,000	50,000	60,000	卒業式贈呈用お花代等
	成人厚生委員会活動費	9,522	0	10,000	活動費	
	広報委員会活動費	173,278	0	100,000	活動費	
	地区委員会活動費※1	3,400	0	0	活動費(令和2年度より廃止)	
	学年専門委員会活動費小計		239,485	50,000	177,200	
教育助成費		388,690	302,500	400,000	体育祭助成金、教育補助費、懸垂幕、卒業記念品代等	
埼玉県PTA安全互助会費		57,800	56,800	60,000	100×600世帯(見込み)	
PTA本部準備金(旧予備費)※2		1,706	101,399	1,079,906	感染症対策設備費等	
<b>支 出 合 計</b>		<b>1,112,860</b>	<b>717,449</b>	<b>2,294,106</b>		

※1 予算案が承認され次第、地区委員会活動費の項目は削除する。

※2 令和3年度から「PTA本部準備金」とする。

上記の通り提案いたします。

令和3年4月8日

PTA会長 林 徹  
令和3年度会計 後藤 徳子  
佐藤 薫子

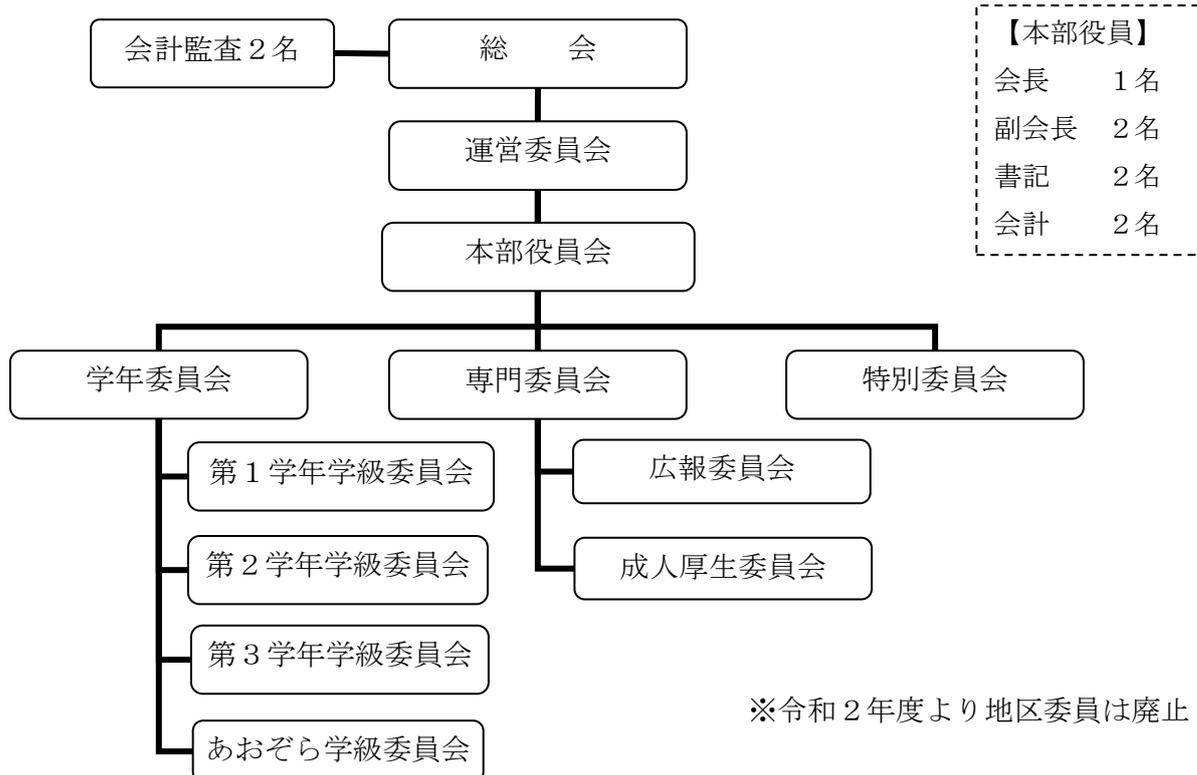
# ふじみ野市立福岡中学校 P T A規約



ふじみ野市立福岡中学校 P T A

(令和3年4月1日現在)

# PTA組織図



## 各委員会活動

委員会		活動内容	選出人数	
学年委員会	学級委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営委員会の出席</li> <li>PTA 会費集金、集計作業</li> <li>学校行事への協力、本部から要請のお手伝い</li> <li>担任の先生、保護者等との連絡調整役</li> <li>次年度本部役員および会計監査の推薦活動（とりまとめ2年代表）</li> <li>卒業時、先生への花束準備（3年）</li> </ul>	各クラス 2名	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>定期総会出席</li> <li>次年度の役員決め進行</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>広報委員会の開催、出席</li> <li>広報誌発行（年1～2回）に関する活動</li> <li>運営委員会、定期総会出席（代表のみ）</li> </ul>		各クラス 1名
		<ul style="list-style-type: none"> <li>成人厚生委員会の開催、出席</li> <li>家庭教育学級の企画、運営、参加</li> <li>運営委員会、定期総会出席（代表のみ）</li> </ul>		
特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて設置</li> </ul>			

※学級委員会において、学年毎代表2名を選出します。

※専門委員会の各委員会において、全体で代表2名選出します。

# ふじみ野市立福岡中学校 P T A 規約

## 第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は埼玉県ふじみ野市立福岡中学校 P T A と称し、事務所は福岡中学校内に置く。

## 第 2 章 目的と活動

第 2 条 この会は保護者と教職員が主体となり、教育環境の維持向上と生徒の健全な成長を図ると共に、会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 教育に関する研究調査並びに運営計画。
2. 学校教育施設の充実。
3. 家庭及び社会教育の水準を高めるための各種行事。
4. 学校 P T A の育成指導。
5. その他必要な事業。

## 第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の権限に属する人事及び管理運営等に干渉しない。

## 第 4 章 会員

第 5 条 この会は本校生徒の保護者と教職員をもって会員とする。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第 7 条 会員はこの規約の定めるところにより全て平等の義務と権利を有する。

## 第 5 章 経理

第 8 条 この会の経理は下記のとおりとする。

1. 会費は月額 200 円とし会員が納入するものとする。
2. 寄付金及びその他の収入。

第 9 条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 11 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 役員

第 12 条 この会の役員は次のとおりとする。

- ・ 会長 1 名
- ・ 副会長 3 名 (P 側 2 名 T 側 1 名)
- ・ 書記 3 名 (P 側 2 名 T 側 1 名)
- ・ 会計 2 名
- ・ 会計監査 2 名

但し、必要ある場合は運営委員会の承認を得て、人数を増減できる。

第 13 条 役員は次の方法で選出し、総会の承認を得るものとする。

1. 保護者側次年度役員は推薦委員会で推薦する。
2. 学校側役員は学校長に一任する。
3. 役員を希望するものは希望役職名を付して推薦委員会に申し入れることができる。
4. 役員に欠員が生じた場合には運営委員会において選出する。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 当年定期総会より翌年定期総会までの 1 年間とする。但し、当年 4 月 1 日より定期総会までは、引き継ぎ期間とし、前年度役員と共同で職務を行う。

2. 前項の規定にかかわらず、第2回定期総会が開催されないか、開催されたとしても全役員  
の承認がされない場合、前年度役員が当該年度の職務を行う。但し、第21条に規定する  
第1回定期総会が行われた以降は、第13条第4項の規定を準用するものとする。

第15条 役員は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は会議を記録し、文書の保管及び庶務に当たる。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第16条 次年度役員は、第2回定期総会より3月31日迄の期間、次の職務を行う。

1. 活動計画案、予算案を新旧役員協議のうえ計画する。
2. 運営委員会、本部会に出席する事ができる。但し、意見を述べることはできない。

## 第7章 学級PTA

第17条 学級PTAは学級担当と保護者をもって組織する。

第18条 学級PTAの運営及び会費の集金は学級委員2名が行う。

## 第8章 総会

第19条 総会はこの会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第20条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第21条 定期総会は第1回定期総会と第2回定期総会の年2回の開催とする。

但し、審議事項を一括決定すると判断された場合、運営委員会の承認を得て、年1回の  
開催とすることができる。

1. 第1回定期総会は次の事項を審議決定する。  
①活動報告 ②決算報告 ③会計監査報告 ④活動計画案 ⑤予算案
2. 第2回定期総会は次の事項を審議決定する。  
①次年度役員を選出並びに承認
3. 規約改正、その他総会審議が必要な事項については、どちらの総会でも審議できるものと  
する。

第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し、委任状も含むものとす  
る。

第23条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があった  
とき会長が招集する。

## 第9章 運営委員会

第24条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、各専門委員代表2名、各学級委員及び教職員若  
干名をもって構成する。

第25条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき  
会長が招集する。

## 第10章 専門委員会

第26条 第3条の事業を行うため次の専門委員会を置く。

1. 成人厚生委員会、広報委員会。  
各委員会の職務、委員の選出・任期は細則で定める。
2. 各専門委員代表2名は各専門委員の互選により選出する。  
各専門委員会には書記、会計を置くことができる。

## 第11章 会議

第27条 総会以外すべての会議は構成員の過半数の出席で成立し出席者の過半数の賛成により議決  
する。

第28条 校長は学校代表として、すべての会議に出席して意見をのべることができる。

## 第12章 特別委員会

第29条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。特別委員会の発足は総会又は運営委員  
会の承認を得るものとする。委員の選出・任期については、細則によるものとする。

### 第13章 規約の改正

第30条 この規約は、運営委員会の承認を得た上で、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

### 第14章 附則

第31条 会長は運営委員会に諮り、会務を処理するために必要な規定・細則を定めることができる。

規定・細則に制定改廃のある場合には次期総会に報告するものとする。

第32条 この規約は昭和47年4月1日より施行する。

この規約は昭和57年3月26日改正。

この規約は昭和62年4月改正。

この規約は平成3年4月21日改正。

この規約は平成5年4月24日改正。

この規約は平成7年4月21日改正。

この規約は平成9年4月18日改正。

この規約は平成11年4月26日改正。

この規約は平成12年1月29日改正。

この規約は平成14年3月2日改正。平成14年4月1日より施行する。

この規約は平成15年2月20日改正。

この規約は平成17年3月10日改正。

この規約は平成25年3月6日改正。

この規約は令和2年3月2日改正。

# 細 則

学年委員会・専門委員会・特別委員会の委員の職務、選出方法、任期等について、この細則で定めるものとする。

## 第1条 学年委員会

1. 学年委員会は次により構成する。  
各学級（P 2名）、各学年（T若干名）
2. 各学年委員会は次の業務を行う。
  - イ. 学級PTA及び学年委員会に関すること。
  - ロ. 会費の徴収に関すること。
  - ハ. 必要な会議、会合の計画に関すること。
  - ニ. 施設、備品の維持充実にに関すること。
  - ホ. 学校行事への協力に関すること。
  - ヘ. 次年度本部役員および会計監査の推薦活動（とりまとめは2年）
  - ト. 卒業時、先生への花束準備（3年）

## 第2条 専門委員会

1. 専門委員会は次により構成する。  
各学級（P 2名但し、第1条1項と異なる者）。各専門委員会（T若干名）
2. 専門委員会は、原則として次の活動を行う。
  - (1) 成人厚生委員会
    - イ. 会員の教養を高めるための研究調査、並びに行事に関すること。
    - ロ. 給食及び校内環境整備に関すること。
    - ハ. 学校保健委員会に関すること。
  - (2) 広報委員会
    - イ. 広報紙の編集発行に関すること。

## 第3条 特別委員会

1. 代表2名は各委員の互選により選出する。各特別委員会には、書記・会計を置くことができる。委員会の招集は代表名でおこなう。

第4条 各委員の任期はふじみ野市立福岡中学校PTA規約第14条の役員の任期と同様とする。

## 第5条 本部役員の役員免除特例

平成27年度以降（平成27年度も含む）に本部役員を引き受けた会員は、今後入学する子も含めPTA組織図に基づくすべての役を免除する。

## 附 則

- この細則は平成14年4月1日から施行する。  
この細則は平成14年12月3日改正、平成15年2月20日から施行する。  
この細則は平成17年4月3日改正、施行する。  
この細則は平成25年3月6日改正、平成25年4月1日から施行する。  
この細則は平成28年4月26日改正、施行する。  
この細則は令和2年3月2日改正、施行する。

# ふじみ野市立福岡中学校PTA慶弔規定

第1条 この会の慶弔については、この規定による。

1. 結婚祝 教職員 3,000円
2. 出産祝 教職員 3,000円
3. 死亡 会員（生徒の父母・教職員） 5,000円  
生徒 5,000円  
（教職員父母は同居者のみ） 3,000円

葬儀には、原則として会長・副会長と学級代表が同行し学級毎に香料はおくらない。

4. 見舞 羅災見舞 全焼・半焼壊 5,000円  
病気見舞 教職員、生徒の事故・病気により1ヶ月以上入院の場合  
（担任の届け出による） 3,000円

第2条 市内各校の学校行事及びPTA行事の祝い金は、市P連の申し合わせによるものとする。

第3条 転退教職学級、編成替え、卒業学年の教職員に対する餞別、謝礼、記念品は学級ごとに贈らない。

第4条 その他前条に該当なく慶弔の必要のある場合は、本部役員に諮り、決定するものとする。

附 則 昭和53年4月15日改正。

この規定は昭和57年3月26日より施行する。

この規定は昭和62年4月改正。

この規定は平成12年3月改正。

この規定は平成14年4月1日から施行する。

この規定は平成25年4月1日改正。

この規定は平成28年4月26日改正。

# ふじみ野市立福岡中学校PTA旅費規定

第1条 福岡中学校PTA役員並びに会員の出張に関しては次の規定による。

1. 鉄道運賃（バスも含む） 実費
2. 日当 1日につき市内、市外1,000円。  
半日の場合は500円。
3. 宿泊料 1泊につき実費。
4. 出張に際しては、事前に会長の命を受ける。
5. 簡易な出張に際しては、日当を支給しないことがある。
6. 前項に関係なく出張の必要がある場合は、運営委員会にはかり支給することができる。

附 則 昭和53年4月15日改正。

この規定は平成14年4月1日から施行する。

# 福岡中学校部活動等 P T A 祝金に関する規定

- 第 1 条 福岡中学校 P T A は、福岡中学校在学生の部活動を奨励する目的で、県大会、関東大会及び全国大会に出場する部活動に対し、次のとおり祝金を交付する。
- 第 2 条 祝金の交付は、埼玉県教育委員会の主催又は共催、後援のある県大会、関東大会、全国大会へ部が出場する場合とする。
- 第 3 条 祝金の額は個人、団体問わず部活等に一律次のとおりとする。
- (1) 県大会 3 千円
  - (2) 関東大会 5 千円
  - (3) 全国大会 1 万円
- 第 4 条 この規定は平成 2 4 年 4 月 1 日以降の大会について適用する。
- 附 則 この規定は平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。  
この規定は平成 2 9 年 3 月 7 日改正。

## 周年行事等積立金運用規定

- 第 1 条 この規定は、ふじみ野市立福岡中学校 P T A の周年行事等積立金の積み立て及び使途を明確にする為のものである。
- 第 2 条 この積立金の目的は、周年行事や災害等で P T A の通常活動の範囲を越えて活動が必要となった場合の、活動資金に充当するためのものとする。
- 第 3 条 積み立ては、当年度の会計が終了するまでに、P T A バザー等の活動収入が予算を上回るか、一般会計の支出が予算を下回る等で余剰金が発生すると思われる場合に、運営委員会の承認にもとづき実施される。
- 第 4 条 この資金の使用に際しては、第 2 条の積み立て目的に合致するかの確認を行った上、総会または運営委員会の承認を得るものとする。
- 第 5 条 当面の積立金目標額は、5 0 万円とする。使途目的や積み立て方法・目標金額等の変更については、この規定の改訂案を受けて検討するものとする。
- 第 6 条 この規定の改訂は、規約第 3 1 条によるものとする。
- 附 則 この規定は平成 1 5 年 7 月 9 日より施行する。